

令和5年度介護職員処遇改善加算等に係る実績報告書の 提出について

【対象：京都市を除く府内市町村に所在する介護保険事業者】

令和5年度に介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算を算定された事業者の方は、どのような賃金改善を実施したかなどについて報告していただく必要があります。

つきましては、下記にご留意の上、必要書類を提出していただきますようお願いします。

記

1. 提出先（別添：各保健所提出窓口一覧参照）

・事業所所在地を所管する保健所企画調整課

※ 事業所所在地を所管する各保健所にそれぞれ提出してください。

（加算体制届の提出先と同様、それぞれの窓口に提出してください。）

また、複数事業所のうち、一部が京都市内に所在する場合は、別途京都市に提出する必要があります。詳細は、京都市介護ケア推進課ホームページをご確認願います。

※ みなし指定の事業所を有する事業者は、京都府高齢者支援課までご提出ください。

※ 地域密着型サービス事業所を有する事業者は、所管する各市町村担当課に確認願います。

2. 提出書類

・令和5年度介護職員等処遇改善加算等実績報告書（別紙様式3-1、3-2）

※押印は不要です。

・提出書類の様式は、京都府ホームページからダウンロードしてください。

【京都府HP】：<https://www.pref.kyoto.jp/jigyousho/tokuteishoguukaizen.html>

3. 提出期限等

（1）提出期限

令和6年7月31日（水）消印有効

※ 令和5年度中に事業所を廃止又は休止した場合を除き、介護職員処遇改善加算等計画書における賃金改善実施期間にかかわらず、令和5年度分として上記期限での提出が必要です。

（2）提出方法

提出窓口への持参又は郵送

※ 本報告書の提出に対し、京都府から受理通知等は発行いたしません。受理確認が必要な場合は、控えと返信用封筒（切手を貼ったもの）を同封してください。

4. その他

・介護職員処遇改善加算等に係る相談窓口

▶ 株式会社 エイデル研究所

（受付時間）平日 10時30分～16時30分 （連絡先）075-253-0201